

こんなケースは？「容器包装リサイクル法」事例判定集

特定事業者のリサイクル(再商品化)義務の範囲など、個々のケースにおける具体的な解釈について特に問い合わせが多く寄せられている事例を、ここで紹介しましょう。

1. 構造

事例	考え方	判定
ワイシャツの販売時に、襟を固定するため付けられた①PET素材のサポーター(見える部分)②内側紙③ボタン部分の蝶キーパー	「容器に入れられた商品」の保護・固定のために加工され、容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である
鮮魚や精肉スライスをトレイとラップで包装して販売する際に、水や血などを吸収するため敷くもの(吸水シート)	商品を保護するために容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である
紙おむつを販売する際に入れる袋(ポリエチレン製・巾着状)の口を縛るヒモ状のもの(同素材)	袋の構成要素であり、袋の一部と考えられるので……	「特定容器」である
びんに貼ってあるステッカーやシールのうち、剥がしてびんと分離できないもの	容器の一部と考えられるので……	「特定容器」である
クッキーやパンの留め具	容器の栓、ふた、キャップ、その他これらに類するものと考えられるので……	「特定容器」である

2. 商品か否か？

事例	考え方	判定
商品の説明書を入れるための袋	説明書も商品の一部と考えられるので……	「特定容器」である
パチンコホールの景品を入れる袋(ホールの名前入り)	風俗営業法上、景品を出すことは「賞品の提供」となるため……	対象外
通信販売を行う際に付した容器や包装	サービス(役務)の提供ではなく、商品の販売のために使われるので……	「特定容器」である

3. 不要性

事例	考え方	判定
インスタントカメラのフィルムのカートリッジ	商品が費消された時に不要となるので……	「特定容器」である
コピー機などのトナーを入れるプラスチック製ボトル(カートリッジ)	中身の商品(トナー)を費消すれば不要となるので……	「特定容器」である

4. 有料か否か？

事例	考え方	判定
「入れ物持参」を提唱する販売業者が、利用者の求めに応じて、商品の販売時にその商品を入れるためのレジ袋などを有償で提供した場合	有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当することになり……	販売業者は「特定容器利用事業者」として義務を負う

5. 利用形態

事例	考え方	判定
商品の輸送のみを目的として付された梱包材	通常、販売店などで除去され事業系廃棄物として適正処理されるものであり、①商品の配送業務に伴う梱包材であること、②商品パッケージとして消費者に提供されない、③消費者には廃棄処理責任が生じない、という理由から……	対象外

6. 素材

事例	考え方	判定
セロハン	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものである。セロハンはこの工程を経ず日本商品分類上も紙と別のものとして位置付けていることから、紙には当たらないので……	「紙製容器包装」ではない
葦(あし)を原料とした紙	葦の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造された場合は……	「紙製容器包装」である
植物繊維を絡み合わせ膠着(こうちやく)させて製造したパルプモールドから製造された容器包装	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものであるから……	「紙製容器包装」である
紙、アルミ、プラスチック三層構造の容器包装材で、重量比が3:6:1(アルミニウムが主)の場合	「主として何製であるか?」—容器包装を構成する素材のうち重量ベースで最も主要なもの—という考え方から、この場合はアルミニウム製容器包装となり……	再商品化義務の対象外
生分解性プラスチック製の容器包装	プラスチックの定義である「高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料」という判断基準を満たしていれば……	「プラスチック製容器包装」である
容器の栓・ふた・キャップのリサイクル(再商品化)義務量算出法	素材に応じて算出……	容器本体と同材質であれば、本体の重量に加えて算出する。一方、PETボトルのプラスチック製キャップは「その他プラスチック製容器包装」として、ガラスびんの王冠は「王冠の素材に対応する容器包装」として、(容器本体とは別個に)義務量を算出する

7. 特定容器か特定包装かの基準

事例	判定
エアゾール缶2本を巻くプラスチック製のシュリンクフィルム	端部が閉じていれば「特定容器」、両端が閉じていなければ「特定包装」
緩衝材として使われる空気の入ったエアークッション	包装用として利用されているものは「特定包装」。しかし、同じものであっても箱の中に入れられ商品の保護を目的としているものは、容器の一部と考えられ「特定容器」

8. 事業者の規模・業種

事例	考え方	判定
パート、アルバイト	労働基準法の解釈から「解雇の予告を必要としない者」は非従業員。具体的には—①日々雇入れられる場合(ただし継続して1か月超の雇用に至った場合は従業員とみなされる)、②2か月以内の期間を定めて雇用する場合、③季節的に4か月以内の期間を定めて雇用する場合、④試用期間中(14日間以内)の場合(ただし②③④とも所定の期間を超えて引き続き雇用した場合は従業員とみなされる)	一般的には「従業員ではない」が、それぞれのケースで、左記①～④により判断することが必要

事例	考え方	判定
建設業、サービス業が「特定容器利用事業者」になる場合は?	容器や包装を付した商品の販売を行わない限り……	「特定容器利用事業者」ではない

9. 業務内容

事例	考え方	判定
販売業者が、魚卸売業者から(無地のトレイにのせられラップでパックされた状態の)魚を仕入れ、自社ラベルを貼って販売した場合	販売業者が(卸売業者に対して)、特に委託して容器包装を付したのでなければ……	トレイにのせてラップでパックした者が「特定容器利用事業者」となる
コンビニエンスストアが、弁当メーカーに対して、自社の商標等の表示を指示し、自社(ブランド)名で販売する場合	不特定に売られている弁当を仕入れて販売する場合は、弁当メーカーが「特定容器利用事業者」となるが……	コンビニエンスストアが「特定容器利用事業者」の義務を負う
スーパー内に別会社の店舗が入っている場合、小売の際に付す容器包装の再商品化義務は、どうなるか?	義務対象者は原則別会社である。ただし、スーパーが容器包装の種類等を統一するなど、その使用を指示しており、使用量も把握し売上も帰属している場合はスーパー	

事例	判定
一般に売られている紙コップ等を、持ち帰り用の容器に転用した場合	転用した者が、特定容器利用事業者の義務を負う

10. 業種区分

事例	考え方	判定
清涼飲料メーカーが「紙コップ」を使い販売する場合	①ハンバーガーショップで飲料のテイクアウト用に使う場合、②小売店や清涼飲料メーカーが自動販売機で飲料を販売するために使う場合、③野球場などで飲料を販売する際に使う場合	いずれも「販売～小売段階」で付される容器であるため業種は、「小売業」となる

事例	判定
百貨店などが、複数メーカーの商品をセットにして販売する「セット商品」の場合（PB商品を除く）	中身商品については、個々のメーカーが「特定容器利用事業者」の義務を負う セット商品の「外箱」については、百貨店（小売業）が義務を負う

事例	判定
コーヒー・お茶メーカーは、容器包装リサイクル法上、「何業」に分類されるか？	「飲料であるか否か」で判断する。例えば、茶葉、インスタントコーヒー、粗挽きコーヒーなど飲料の原材料メーカーは「茶・コーヒー製造業」に、コーヒー飲料・茶系飲料メーカーは「清涼飲料製造業」に分類される

事例	判定
スーパーマーケットのバックヤードにおいて食品の製造加工をし、それを店頭で販売しているような場合、その際使われたトレイ等の容器はどの業種区分になるか？	「同一店舗内」であることを条件として、物品の製造加工の際に用いられたトレイ等の容器の業種は「小売業」となる

11. 自主回収

事例	判定
スーパーマーケットがトレイを店頭回収してメーカーに無償で渡した場合	スーパーは自己の回収量（自ら又は委託して回収した量）として控除することができる。また、メーカーがスーパーに委託して回収している場合は、メーカーの回収量（委託による回収）に、共同で回収している場合は、両者の回収量とみなされる（「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」のIV-2、留意事項①～⑧参照）

12. 業務用出荷量の考え方

事例	考え方	判定
業務用として出荷するジュースをびん等に充填するボトル等はリサイクル義務を負うか？	ガラスびん（特定容器）の利用者（特定容器利用事業者）として、利用状況について帳簿記載の義務を負う（法38条）が……	当該ジュースが「事業活動に伴い費消される商品」であるか否かにかかわらず、①当該ガラスびんの回収率がおおむね80%以上であれば、自主回収の認定を受け（法18条）、残る20%の未回収分に係るリサイクル義務量は免除される②また、ガラスびんについて自ら又は他者に委託して回収量を把握している場合には、再商品化義務量算定時に当該ガラスびんの利用量から「自ら又は他者に委託して回収する量」を控除して排出見込量を算出することができる さらに、当該ジュースが「事業活動に伴い費消される商品」である場合には、③上記②に加えて、再商品化義務量算定時に当該ガラスびんの利用量から「事業活動に伴い費消される商品に用いた量」（当該ジュースに用いたガラスびんの量）を控除して排出見込量を算出することができる

13. 輸出

事例	判定
輸出した量についても帳簿の記載・保管義務があるか？	義務がある
他社で製造した商品を日本国内で仕入れて輸出した場合	両者に受託関係が無く、仕入れ後に容器包装を施すことが無ければ輸出した事業者は特定事業者とならず、帳簿記載義務もない

事例	判定
他社に製造委託した商品（自社ブランド品）を輸出した場合	製造委託し輸出した者が帳簿記載義務を負う

14. 利用事業者／製造等事業者となる基準

事例	判定
〈容器メーカー（容器）⇒中身メーカー（商品・容器）⇒中間業者⇒小売業者〉 上記のケースで、容器に関して小売業者の指示（素材・構造・自己の商標を使用するなど）があった場合	小売業者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う

事例	考え方	判定
国内ワイシャツメーカーが、①容器を国内容器メーカーに製造依頼し、②海外ワイシャツメーカーへ①を輸出させ、③容器に詰められたワイシャツを輸入した場合	容器メーカーは容器の輸出量として製造販売量から控除できる（ただし帳簿記載義務あり）が……	輸入したワイシャツメーカーが「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」2つの義務を負う

事例	考え方	判定
国内製造品のウイスキーについて、流通業者が「販売元（中身メーカー（ウイスキーメーカー）以外の業者）」を表示した場合	一般的に製造者と併記されている「販売元：〇〇（株）」については、取扱業者を明示しているにすぎず、商標の指示とまでは言えないことから……	中身メーカー（ウイスキーメーカー）がガラスびんの「利用事業者」となる

15. 受託・委託関係を伴う場合の適用事業者となる基準

事例	判定
PB製品を中身メーカーで詰めてもらうよう委託し、その容器は別の容器メーカーが製造する場合	委託者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う

事例	考え方	判定
容器包装を付した商品を輸入委託した場合	容器包装リサイクル法「委託・受託関係にある場合の義務対象者について」により……	輸入委託者が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う

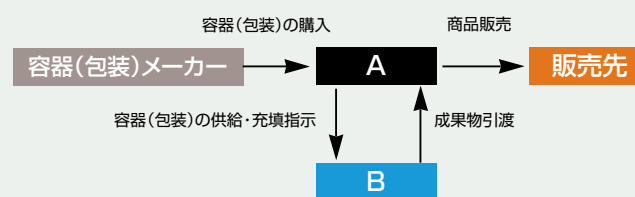
事例	考え方	判定
委託商品として、他者へ試作品づくりを（容器ととも）指示し、後に試作品づくりを行った業者が商品として納入・販売した場合	委託内容を契約書等により確認しなければならぬが、容器の素材・構造・自己の商標使用などを「指示」した場合は……	委託した側が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う



AがBへ委託 この場合、誰が「特定事業者」？

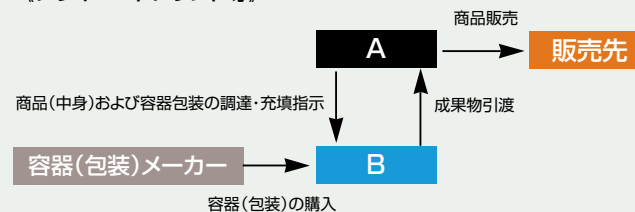
利用についての委託

1. 容器への充填や包装のみを委託する場合（充填委託）



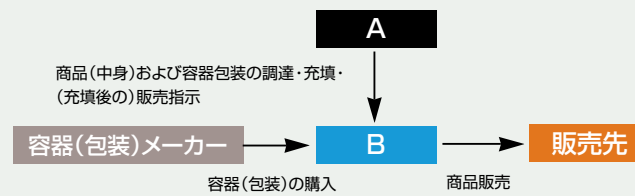
Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、実質的に①容器包装を決め、②用いた者はつねにAとなるため、Aが特定事業者（利用事業者）となる。

2. 商品および容器包装の調達・充填を委託する場合（プライベートブランド等）



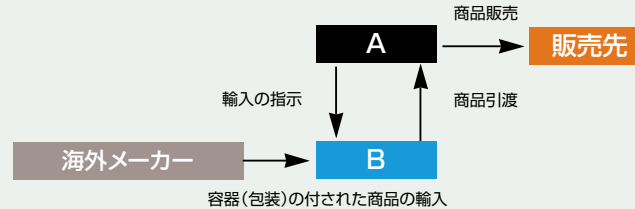
Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

3. 商品や容器包装の調達・充填および販売を委託する場合（販売委託）



Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

4. 容器包装の付された商品の輸入を委託する場合（輸入委託）

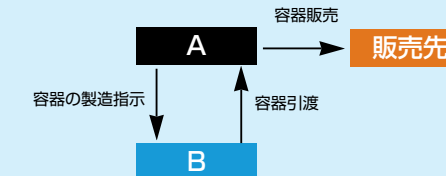


実質的に①容器包装を決め、②用いた者は、ABいずれの場合も考えられる。この場合、Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（利用事業者）となる——「どちらが支配的か？」で判断。

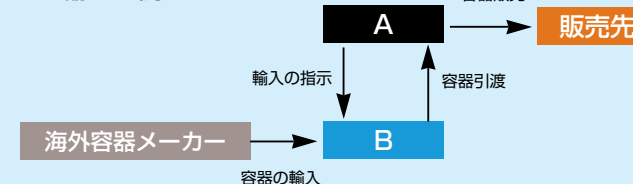
製造等についての委託

1. (非特定容器利用事業者Aが) 特定容器の製造や輸入を委託する場合

▼ 製造の例



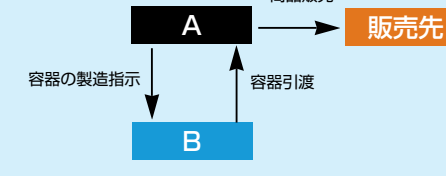
▼ 輸入の例



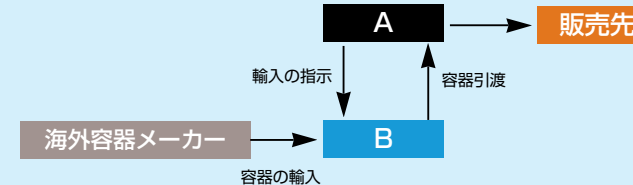
Aが容器の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが特定事業者（製造等事業者）となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

2. (特定容器利用事業者Aが) 特定容器の製造や輸入を委託する場合

▼ 製造の例



▼ 輸入の例



委託者Aが特定事業者（利用事業者）である場合は、Aからの指示の有無・程度などを問わず、容器の製造を受託した者（この場合はB）もつねに特定事業者（製造等事業者）となる。